



町・県民税  
所得税確定

申告をお忘れなく

今年の町・県民税の申告と、所得税の確定申告の受付は、2月16日(月)から3月16日(月)までです(土・日曜日は除く)。申告は、町・県民税や国民健康保険税、介護保険料などの正しい税額などの算定のために重要なものです。収入の有無にかかわらず申告をお願いします。

申告期間中は、日によっては大変混雑し長時間お待ちいただくことがあります。皆さんのご理解、ご協力をお願いします。また、期限間近の申告では、書類の不備などにより申告期限を過ぎてしまうことも考えられます。必要な書類は、余裕を持ってご準備ください。

町・県民税の申告受付と所得税の納税相談日

日程	対象地区	会場・受付時間
2月		
16日(月)	石坂一・石坂二・鳩山団地	鳩山町役場 3階 305・306会議室 午前9時～11時 午後1時～4時  (申告の状況により 長時間お待ちいただく ことがあります。)
17日(火)	松ヶ丘一・二丁目	
18日(水)	松ヶ丘三・四丁目	
19日(木)	楓ヶ丘一・二丁目	
20日(金)	楓ヶ丘三・四丁目	
23日(月)	鳩ヶ丘一・二丁目	
24日(火)	鳩ヶ丘三～五丁目	
25日(水)	大橋・奥田	
26日(木)	須江・竹本	
27日(金)	泉井・高野倉	
3月		
2日(月)	上熊井・下熊井	
3日(火)	小 用	
4日(水)	大 豆 戸	
5日(木)	赤 沼	
6日(金)	今 宿	
9日(月)	全 地 区	
16日(月)	※土・日曜日を除く	

所得税の納税相談で、事業所得、不動産所得、譲渡所得、山林所得、住宅ローン(初年度)などがある方は、開設期間中は、所得税の確定申告会場(東松山市民文化センター)へお願いします。また、納税相談の内容によって受付が困難と思われるものは、東松山税務署の対応となる場合があります。

町・県民税

◆申告が必要な方

平成27年1月1日現在、鳩山町に住所があり、次の事項に該当する方。  
 ① 営業・農業・地代・家賃などの所得のあった方  
 ② 公的年金などの収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金などにかかる雑所得以外の所得が20万円以下の方  
 ③ 給与所得者で、勤務先から町へ給与支払報告書の提出のなかった方や給与所得以外に所得のある方、雑損控除・医療費控除などを受けようとする方

所得税

◆確定申告が必要な方

給与所得者は、通常、年末調整で所得税が精算されるため、確定申告をする必要はありませんが、次のような方は申告をしてください。  
 ① 給与所得以外に20万円以上の所得があった方  
 ② 平成26年中の給与の収入金額が2千万円を超えている方  
 ③ 給与を2か所以上から受けている方

◆申告に必要なもの  
 ① 印鑑 ② 給与所得者は源泉徴収票等 ③ 事業所得者は必要な帳簿書類等 ④ その他の所得者は所得金額が証明される方

※確定申告書を提出される方は、画面の案内に従って金額等を入力すれば税額などが自動計算される「確定申告書等作成コーナー」(<http://www.nta.go.jp/>)もご利用ください。

◆所得税の確定申告会場

東松山市民文化センター  
大会議室(東松山市六軒町5-12)

■開設期間 2月16日(月)～3月16日(月) ※土・日曜日を除きます。

■受付時間 午前9時～午後4時

※この期間、東松山税務署の庁舎では申告相談を行っておりませんのでご注意ください。

確定申告書への復興特別所得税額の記載漏れに注意

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて、復興特別所得税の申告および納付をすることとされています。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

消費税の確定申告をされる方へ

平成26年4月1日から消費税率が5%(内、地方消費税1%)から8%(内、地方消費税1.7%)に変更されました。

このため、平成26年分の消

平成27年度(26年分)適用税制改正

■住宅ローン控除の延長・拡充

住宅借入金等特別控除について、居住年の適用期限が平成25年12月31日から平成29年12月31日まで4年間延長されました。また、平成26年4月以降に入居した場合には、控除限度額も拡充されています。

	居住年月日	控除限度額
現行	平成25年12月31日まで	所得税の課税総所得金額等×5% (最高 97,500円)
改正後	平成26年1月1日から平成26年3月31日まで	所得税の課税総所得金額等×5% (最高 97,500円)
	平成26年4月1日から平成29年12月31日まで	所得税の課税総所得金額等×7% (最高 136,500円)

※個人住民税の住宅借入金等特別控除は、所得税額から控除しきれない場合、限度額以下の範囲で控除を受けることができます。

※平成26年4月から平成29年12月までの控除限度額は、住宅の取得対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税額が8%または10%である場合の金額です。

■上場株式等を譲渡した場合の軽減税率の廃止

平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に、上場株式等を譲渡した場合の上場株式等の譲渡所得等に係る10%軽減税率(所得税7%、個人住民税3%)の特例措置は、平成25年12月31日をもって廃止されました。

平成26年1月1日以降は、本則税率の20%(所得税15%、個人住民税5%)が適用されることになりました。

費税及び地方消費税の確定申告書を作成するためには、帳簿等において課税取引を事前に適用税率ごとに区分し、それを基に計算していただく必要があります。

ただし、所得税の還付を受ける場合には、確定申告書を提出する必要があります。なお、確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。詳しくは、役場税務課の賦課(町民税)担当までお尋ねください。

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。

◆問合せ  
 (町・県民税に関すること) 役場税務課 ☎296-5892  
 (所得税に関すること) 東松山税務署 ☎0493-12210990  
 (自動音声がかかります。)

介護保険料などは社会保険料控除の対象に

平成26年中にお支払いになった「介護保険料」「後期高齢者医療保険料」「国民健康保険税」「国民年金保険料」は、社会保険料控除の対象となります。

特別徴収者(年金からの徴収)は年金保険者発行の源泉徴収票、普通徴収者(個人納付)は領収書でご確認ください。口座振替の方は平成26年中に振替された合計額となります。

なお、介護保険のサービス利用(施設・居宅)がある場合、医療費控除の対象となる場合があります。

介護保険法における要介護認定を受けた方へ

介護保険法における要介護認定を受けた方は、申請により障害者控除、特別障害者控除を受けられる場合があります。詳しくは下記までご相談ください。

■問合せ 【介護保険・後期高齢者医療保険料】 高齢者支援課 ☎296-1210 【国民健康保険税】 町民課 ☎296-5891 【国民年金保険料】 控除証明書専用ダイヤル ☎0570-070-117 (IP電話からは ☎03-6700-1130)